

企業の奨学金返還負担費用を 県が100%支給

※上限12万円までは10/10を補助
※企業とは、NPO、社会福祉法人、公益法人等を含みます

若者の未来を応援！奨学金返還支援制度導入で
「選ばれる」企業へ

従業員への奨学金返還支援の負担額を県が補助しています

★★★★★
全国
トップクラスの
補助内容！

Supporting Corporates

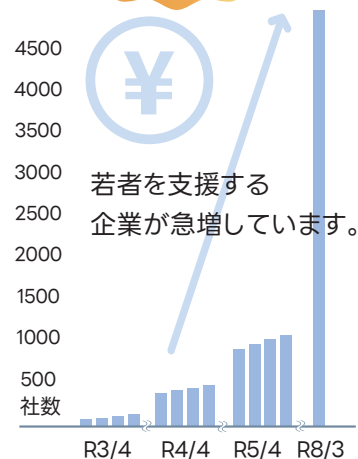
★★★★★

年間12万円の返還を支援している企業の例



進学率の上昇や学費の値上げにより、現在では新社会人の半数以上が、進学時に借りた奨学金の返還義務を抱えており、その返還負担は深刻な社会課題となっています。こうした中、奨学金返還を支援する企業の取組が全国的に広がりを見せています。

長野県は、奨学金返還費用のうち年間12万円を上限に全額を補助する制度を実施しています。企業がこの制度を活用することで、若年層の経済的不安を和らげるとともに、「奨学金返還を支援する企業」として魅力を高め、就活生や若年層から「選ばれる」企業づくりにつなげることができます。奨学金返還支援制度の導入と県補助制度のご活用をご検討ください。



■日本学生支援機構の返還利用企業の推移

詳細・申請書等はウェブサイトをご覧ください。 **シュウカツ/NAGANO**

<https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>



長野県の補助 他の支援(補助金・助成金等)制度との併用が可能です。

補助対象企業

長野県に
本社等

資本金
10億円
未満

県内に本社等を置く資本金10億円未満の
中小企業、NPO、社会福祉法人、公益法人等

就業規則
社内規定等

奨学金返還支援制度を設けている

県「職場いきいきアドバンスカンパニー」に
1コース以上認証されている

国の認定制度「くるみん」「えるぼし」「ユース
エール」を取得の場合、実績報告の時点におい
て、「職場いきいきアドバンスカンパニー」を取
得することを前提に申込みが可能です。

- 同一の大企業又はその支配下にある企業が発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有していない
- 大企業の役員又は職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めていない
- 国又は地方公共団体が補助事業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有していない
- 国又は地方公共団体の職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めていない
- 雇用保険の適用事業主である
- 県税の未納がない
- 事業分野が、日本標準産業分類の大分類「公務」に属さない
- 事業分野が、性風俗関連連営業・接待を伴う飲食店等営業若しくはこれらの一部を受託する営業を行っていない
- 事業分野が公序良俗に反さない
- 暴力団との関わりがない
- 申請日から過去3年間に労働関係法令その他の法令に係る重大な違反をしていない

補助内容

- 対象経費 従業員の奨学金返還を代理して、企業が学生支援機構に対し直接返還するか、企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付した額
- 補助割合 10分の10以内 ●上限額 12万円(支援対象従業員1人あたり・年額)
- 上限人数 3人(1社あたり・各年度)

【次に該当する場合は5人(1社あたり・各年度)】

いずれか1つ取得

各認証を2つ以上取得



もしくは

例1



例2



アドバンスプラス プラチナくるみん プラチナえるぼし

- 補助期間 入社した年度を含め5会計年度(支援対象従業員1人あたり)

例:一人に対して12万円/年の代理返還を行った場合



例:毎年3名が対象となり、交付申請を行った場合の補助金額

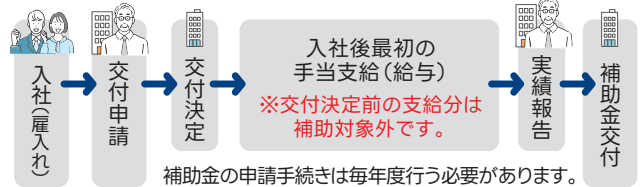
| 初年度 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|-------|-------|--------|--------|--------|
| 36万円 | 36万円 | 36万円 | 36万円 | 36万円 |
| 計36万円 | 36万円 | 36万円 | 36万円 | 36万円 |
| | 計72万円 | 36万円 | 36万円 | 36万円 |
| | | 計108万円 | 36万円 | 36万円 |
| | | | 計144万円 | 36万円 |
| | | | | 計180万円 |

対象従業員

- 対象企業が返還支援制度を創設後、入社した者(中途入社者を含む)
- 雇用期間の定めがないことまたは申請年度内に雇用期間の定めのない従業員への登用が確定していること

お手続きの流れ

入社(雇入れ)後に
申請手続きを
お願いいたします。



補助金の申請手続きは毎年度行う必要があります。

市町村の補助

支援対象が企業か個人であるか
など条件等詳細は各市町村の奨
学金返還支援担当課へお問い合
わせください。

奨学金返還支援を実施している長野県内市町村 令和8年4月1日現在

長野市/松本市/上田市/岡谷市/飯田市/諏訪市/須坂市/小諸市/伊那市/駒ヶ根市/大町市/飯山市
塩尻市/佐久市/千曲市/安曇野市/中野市/小海町/南相木村/北相木村/佐久穂町/立科町/下諏訪町
富士見町/辰野町/箕輪町/飯島町/南箕輪村/中川村/宮田村/松川町/阿南町/阿智村/下條村/売木村
天龍村/泰阜村/喬木村/豊丘村/大鹿村/上松町/南木曾町/王滝村/大桑村/木曾町/生坂村/白馬村
小谷村/山ノ内町/木島平村/信濃町/飯綱町/高山村/川上村/南牧村

他の支援(補助金・助成金等)制度の手続きの流れ



※詳細は各市町村へご確認ください。

制度導入を無料でサポートしています

奨学金返還支援制度の導入及び県補助金申請に関するアドバイスをはじめ、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証の申請支援、各種制度の導入事例のご紹介など、専門のアドバイザーがサポートします。
お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

0120-640-234
平日9時-17時

syokuba@ecure.co.jp

次の項目を記載しお送りください。
法人名/名前/連絡先/支援・相談の内容



令和8年度 選ばれる職場づくり推進事業
令和8年度「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関するPR事業受託事業者

長野県公式LINE

県民の皆様の生活に役立つ県からのさまざまなお知らせを受け取ることができます!

